

## 前回の議論を踏まえた測定方法の方向性について

## 1 基本的考え方

現在のずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインと同様に、一定の教育を受けた自社の労働者で実施可能な方法を前提とすることによいか。（当然、作業環境測定機関による測定を行うことは許容される。）

## 2 測定点：以下の測定のいずれかを事業者が選択することによいか

## (1) 定点測定の測定点

ア 測定点は、切羽からの距離が約10m以上50m以下の範囲（換気装置の吸入口よりも切羽側に限る。）で、均等距離ごとにトンネルの両側に測定点（計6点程度）を設けることによいか。

イ ただし、昨年度調査結果で切羽からの距離による粉じん濃度の大きな変動が認められなかったことを踏まえ、関係作業者の安全確保の観点から、発破、機械掘削、ずり出しの作業中は、切羽から20m以内の範囲に測定点は設けないことによいか。

ウ 測定点を壁面から1m程度離すことよりも切羽に近づけることを優先し、例えばトンネル壁面の配管上等に測定点を設けることも可とすることによいか。

## (2) 個人サンプラーによる測定

ア 測定器を装着する者の負担を軽減するため、測定器は1種類とし、測定頻度を半月に1回よりも低くすることによいか。

## (3) 重機上（運転台等）での測定

ア 切羽の測定という観点から、原則としてトラックは含まず、運転台等に設置するなど、落下物に対して配慮することによいか。

## (4) 上記測定点の組み合わせ

ア 例：個人サンプラー測定と重機上の測定の組み合わせなど。

## 3 測定対象粉じんの粒径

吸入域（レスピラブル）によいか。

## 4 測定時間

(1) 定点測定については、NATM工法の1サイクル（発破工法の場合は、発破後から装薬前までを1サイクルとする）を通して実施すること原則とするが、これが困難な場合は、粉じん発生量が最も多いと見込まれる作業

のみを対象とした測定（当該作業の開始から終了まで）も認めることで  
よいか。

- (2) 個人サンプラーによる測定については、作業工程の1サイクル連続測定  
を原則とすることによいか。

## 5 測定頻度

- (1) 粉じん則第6条の3に準じて半月に1回によいか。
- (2) なお、複数の測定方法を組み合わせる場合は、一つの測定を月2回とす  
れば、他の測定の頻度を別に定めることも可とすることによいか。